

広島県告示第九百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、令和六年十月二十四日までの間、縦覧に供する。

令和六年十月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

溝口加計線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山県郡北広島町溝口字僧ヶ墓一〇〇四七番一 地先から 山県郡北広島町溝口字僧ヶ墓一〇〇四七番一 地先まで		五・二〇〇 〇〇		一四・八〇	
	一七・九〇 〇〇 二二・七〇			一四・八〇	拡幅